

平成11年 訪問看護統計調査の概況

目 次

	頁
調査の概要	1
結果の概要	4
I 事業所の状況	
1 開設者の57.2%は医療法人	4
2 65歳以上人口10万対事業所数は17.2事業所	5
3 1事業所当たりの常勤換算従事者数は4.6人	6
4 65歳以上人口10万対常勤換算従事者数は78.1人	7
II 利用者の状況	
1 利用者は「老人保健法」によるが86.9%、「健康保険法等」によるが13.1%	8
2 6月中の老人保健法による利用者1人当たりの訪問回数は5.7回	9
3 主傷病は、老人保健法による利用者の約半数が「循環器系の疾患」	10
4 老人保健法による利用者の41.4%は痴呆のある寝たきり者	11
5 老人保健法による利用者のうち、寝たきり者では全介助の項目が多い	13
6 6月中に「医療的な処置」が行われた利用者は約半数	14
7 老人保健法による利用者への訪問1回当たりの平均滞在時間は62.2分	15
8 老人保健法による利用者の87.0%が日常生活用具を使用	16
III 事業所の活動状況	
1 1事業所当たりの利用者数は45.3人、訪問回数は259.6回	17
2 24時間連絡体制加算届出を行っている事業所は54.4%	17
3 会議(ケアカンファレンス等)は月平均5～6回開催	18
IV 経営の状況	
1 事業費用の8割以上は給与費	19
2 収支率が100%以上の事業所の割合は70.7%	20
3 1か月の利用者延べ数が199人以下では1事業所当たり収支はマイナス	20
4 事業開始後4か月～6か月未満の事業所では、マイナス収支が多い	21
5 常勤者の平均給与額は約30万円、平均年齢は39.2歳	22
6 マイナス収支の事業所は「訪問1回当たり事業費用」が高い	23
統計表	
第1表 都道府県(13大都市・中核市)別にみた事業所数、利用者数	25
第2表 月別にみた事業所数、利用者数等(老人訪問看護・訪問看護報告)	27

厚生省大臣官房統計情報部

担当係 保健社会統計課介護統計第2係

TEL(03)3503-1711 内線 4299

厚生省ホームページ (URL)<http://www.mhw.go.jp/>

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、訪問看護ステーションの分布・整備、経営の状況及び利用者の心身の状況並びに利用状況等を明らかにし、老人保健福祉行政及び在宅医療の推進のための基礎資料を得るとともに、訪問看護ステーションの名簿を作成することを目的とした。

2 調査の対象及び客体

(1) 訪問看護実態調査（事業所票）

平成11年7月1日現在において、老人保健法又は健康保険法に基づき、老人訪問看護事業又は訪問看護事業を行う事業所として、都道府県知事の指定を受けたすべての訪問看護ステーションを対象とし、その全数を客体とした。

(2) 訪問看護実態調査（利用者票）

平成11年6月中に訪問看護ステーションを利用した者を対象とし、老人保健法による利用者については出生年月日の末尾が奇数の者（約1/2）を、健康保険法等による利用者については全数を客体とした。

(3) 訪問看護実態調査（経営票）

平成11年2月末日までに、老人保健法又は健康保険法に基づき、老人訪問看護事業又は訪問看護事業を行う事業所として、都道府県知事の指定を受けた訪問看護ステーションを対象とし、層化無作為抽出した約1/2を客体とした。

(4) 老人訪問看護・訪問看護報告（利用状況票） — 月報 —

老人保健法又は健康保険法に基づき、都道府県知事の指定を受けた訪問看護ステーションを対象とし、その全数を客体とした。

3 調査票の種類及び調査事項

(1) 訪問看護実態調査（事業所票）

事業者名及びステーションの名称、事業開始年月日、営業日数、営業時間、緊急時における連絡体制、加算届出の状況、会議等の状況、従事者の状況等

(2) 訪問看護実態調査（利用者票）

性、出生年月日、支払方法、指示書の種類、利用の状況、傷病名、痴呆の状況、寝たきりの状況、心身の状況、日常生活用具の使用状況、看護の内容等

(3) 訪問看護実態調査（経営票）

6月中の事業収入及び事業費用、従事者の給与及び賞与等

(4) 老人訪問看護・訪問看護報告（利用状況票） — 月報 —

利用者数、利用者延べ数、新利用者数、利用終了者数、訪問延べ回数等

4 調査の実施日

平成11年7月1日

ただし、利用者票については、平成11年6月中の利用者を、経営票については、平成11年6月中の事業収入及び事業費用を調査した。

5 調査の方法

訪問看護ステーションの管理者が、事業所票、利用者票、経営票、利用状況票に記入する方式とした。

6 調査の系統

厚生省 ———— 都道府県 ———— 保健所 ———— 訪問看護ステーション
└(保健所を設置する市・特別区)┘

7 結果の集計

厚生省大臣官房統計情報部において行った。

8 用語の説明

(1) 訪問看護ステーション

疾病、負傷等により寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にある老人又は在宅の難病患者、障害者等で主治医が訪問看護の必要性を認めた者に対し、家庭において看護婦等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所として、都道府県知事の指定を受けたものをいう。

(2) 常勤換算従事者数

非常勤職員の1か月の勤務時間を、当該ステーションの常勤職員の通常の1か月の勤務時間に換算した数（非常勤職員の常勤換算数）と常勤職員数の合計をいう。

(3) (老人) 訪問看護指示書

利用者やその家族からの申し込みにより、かかりつけの医師(主治医)の診察((老人)訪問看護の必要性の要否の判断)に基づいて交付される指示書をいう。

(4) (老人) 精神訪問看護指示書

精神障害を有する者であって、(老人)訪問看護を受けようとする者の主治医(精神科を標榜する保険医療機関の保険医に限る。)から訪問看護を行う旨、交付される指示書をいう。

(5) 特別（老人）訪問看護指示書

診療に基づき患者の病状の急性増悪時又は終末期等により、一時的に週4日以上の頻回な訪問看護の必要を認めた場合、頻回な訪問看護を行う必要がある旨、交付される指示書をいう。

(6) 特定疾患

特定疾患治療研究事業によるベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎等の疾患をいう。

(7) 24時間連絡体制加算届出を行っている事業所

在宅の寝たきり老人等が安心して在宅療養ができるよう、訪問看護ステーションが、常時（24時間）利用者又はその家族からの電話等による連絡及び相談ができる体制が整備されている場合に、都道府県知事に届出をし、受理された事業所をいう。

(8) 重症者管理加算届出を行っている事業所

医療器具を使用している者であって、特別な管理を必要とする利用者から看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制、その他計画的な管理を実施できる体制にあるものとして、都道府県知事に届出をし、受理された事業所をいう。

対象となる者は、保険医療機関等において、在宅自己腹膜灌流指導管理料、在宅酸素療法指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅血液透析指導管理料等を算定している者、気管カニューレ、ドレーンチューブ若しくは留置カテーテルを使用している者又は人工肛門若しくは人工膀胱を設置している者であってその管理に配慮を必要とするものである。

9 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	.
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0

(2) この概況に掲載の数字は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

結果の概要

I 事業所の状況

平成11年7月1日現在指定を受けている活動中の訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は3,570事業所で、前年に比べ814事業所（増加率29.5%）増加している。以下は、3,570事業所の状況をまとめたものである。

なお、平成11年12月末現在の事業所は、4,005事業所である。（「老人訪問看護・訪問看護報告」）

1 開設者の57.2%は医療法人

開設者別にみると、「医療法人」が2,041事業所（全事業所の57.2%）で最も多く、次いで「社会福祉法人」が350事業所（同9.8%）、「医師会」が294事業所（同8.2%）となっている。（表1）

表1 開設者別にみた事業所数の年次推移

	平成5年	7年	9年	10年	11年	11年-10年 増加率(%)
総 数	277	822	2 048	2 756	3 570	29.5
地方公共団体	31	68	125	151	180	19.2
医 療 法 人	143	422	1 137	1 541	2 041	32.4
社会福祉法人	31	81	180	258	350	35.7
公的・社会保険関係団体	4	20	63	91	124	36.3
医 師 会	40	113	216	263	294	11.8
看 護 協 会	13	36	65	83	113	36.1
その他の団体	15	82	262	369	468	26.8
財団法人	14	38	89	131	160	22.1
社団法人	1	35	88	106	133	25.5
消費生活協同組合	-	8	80	127	165	29.9
その他	-	1	5	5	10	100.0
	構 成 割 合 (%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
地方公共団体	11.2	8.3	6.1	5.5	5.0	
医 療 法 人	51.6	51.3	55.5	55.9	57.2	
社会福祉法人	11.2	9.9	8.8	9.4	9.8	
公的・社会保険関係団体	1.4	2.4	3.1	3.3	3.5	
医 師 会	14.4	13.7	10.5	9.5	8.2	
看 護 協 会	4.7	4.4	3.2	3.0	3.2	
その他の団体	5.4	10.0	12.8	13.4	13.1	
財団法人	5.1	4.6	4.3	4.8	4.5	
社団法人	0.4	4.3	4.3	3.8	3.7	
消費生活協同組合	-	1.0	3.9	4.6	4.6	
その他	-	0.1	0.2	0.2	0.3	

注1:平成5年は10月1日、7～11年は7月1日調査による。

2:「公的・社会保険関係団体」とは、日本赤十字社、厚生(医療)農業協同組合連合会、健康保険組合、共済組合、国民健康保険組合及びその連合会をいう。

2 65歳以上人口10万対事業所数は17.2事業所

市町村（特別区を含む。）の人口規模別に事業所の設置状況をみると、「30～50万人未満」が567事業所（全事業所の15.9%）、次いで「10～20万人未満」が501事業所（同14.0%）となっている。

65歳以上人口10万対事業所数は、全国で17.2事業所であり、前年に比べ3.5事業所増加している。市町村の人口規模別では、2万人未満の市町村で全国平均を大きく下回っている。（表2、図1）

表2 人口規模別にみた市町村における事業所数

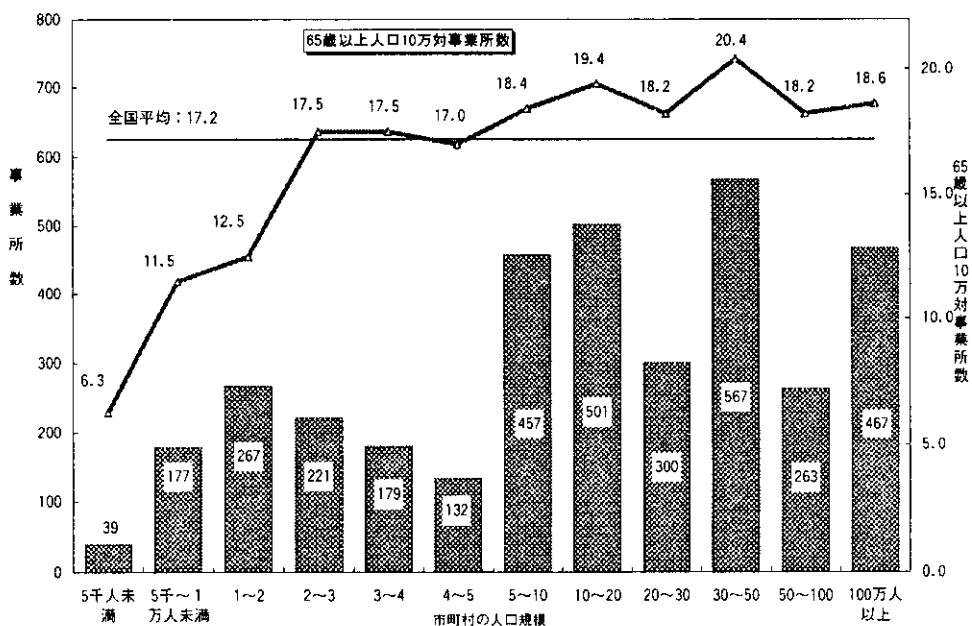
各年7月1日

	事業所数						市町村数	
			割合(%)		65歳以上人口10万対			
	平成11年	10年	11年	10年	11年	10年	11年	割合(%)
全 国	3 570	2 756	100.0	100.0	17.2	13.7	3 252	100.0
人口100万人以上	467	371	13.1	13.5	18.6	15.3	10	0.3
50～100万人未満	263	210	7.4	7.6	18.2	15.2	16	0.5
30～50	567	450	15.9	16.3	20.4	17.1	49	1.5
20～30	300	242	8.4	8.8	18.2	15.0	44	1.4
10～20	501	393	14.0	14.3	19.4	15.7	125	3.8
5～10	457	355	12.8	12.9	18.4	14.8	229	7.0
4～5	132	102	3.7	3.7	17.0	14.2	100	3.1
3～4	179	143	5.0	5.2	17.5	14.0	166	5.1
2～3	221	166	6.2	6.0	17.5	13.4	272	8.4
1～2	267	188	7.5	6.8	12.5	9.0	710	21.8
5千～1万	177	111	5.0	4.0	11.5	7.4	847	26.0
5千人未満	39	25	1.1	0.9	6.3	4.2	684	21.0

注：人口は、自治省「平成11年3月31日現在住民基本台帳人口」による。

図1 人口規模別にみた市町村における事業所数

平成11年7月1日



3 1事業所当たりの常勤換算従事者数は4.6人

従事者数は21,821人で、そのうち常勤は11,566人、非常勤は10,255人であり、常勤換算従事者数（非常勤職員の常勤換算数と常勤職員数の合計をいう。以下同じ。）は16,547人となっている。

常勤換算従事者数を職種別にみると、「看護婦（士）」が12,881人と最も多く、次いで「准看護婦（士）」が2,255人、「保健婦（士）」が812人となっている。（表3）

1事業所当たりの常勤換算従事者数は4.6人であり、開設者別にみると、「看護協会」が6.0人、「医師会」が5.9人となっている。（図2）

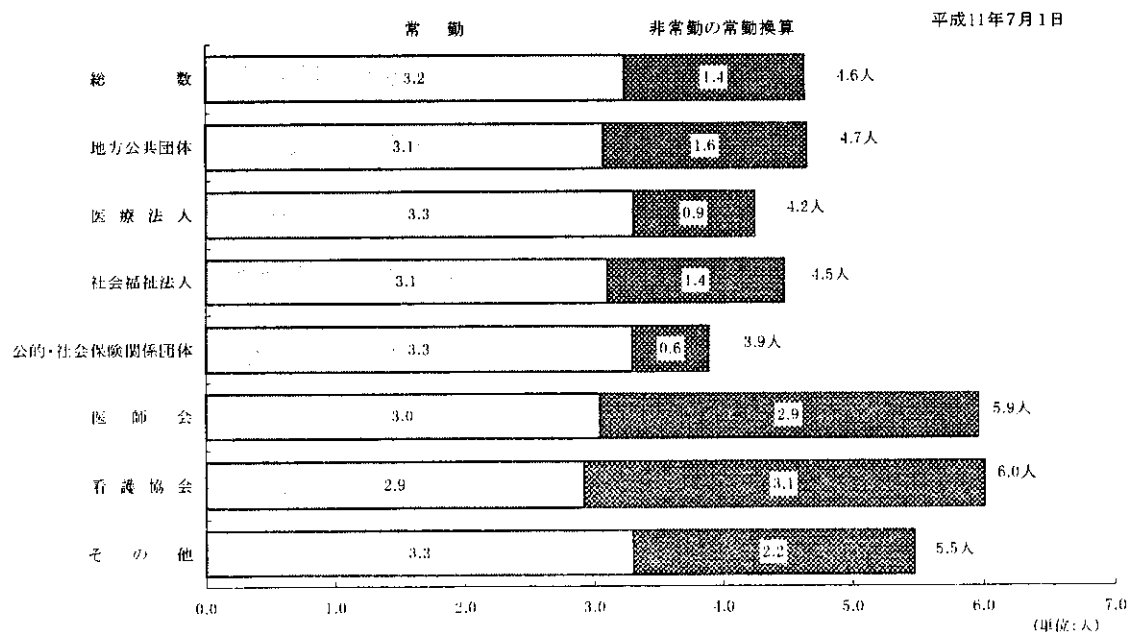
表3 職種別にみた従事者数

平成11年7月1日

(単位:人)

	従 事 者 数			常勤換算 従事者数	1事業所当たり	
	総数	常勤	非常勤		従事者数	常勤換算 従事者数
総 数	21 821	11 566	10 255	16 547.3	6.1	4.6
保健婦(士)	899	730	169	812.2	0.3	0.2
助産婦	21	13	8	17.1	0.0	0.0
看護婦(士)	16 105	9 024	7 081	12 880.6	4.5	3.6
准看護婦(士)	2 898	1 574	1 324	2 254.9	0.8	0.6
理学療法士	1 380	152	1 228	410.3	0.4	0.1
作業療法士	518	73	445	172.2	0.1	0.0

図2 開設者別にみた1事業所当たりの常勤換算従事者数



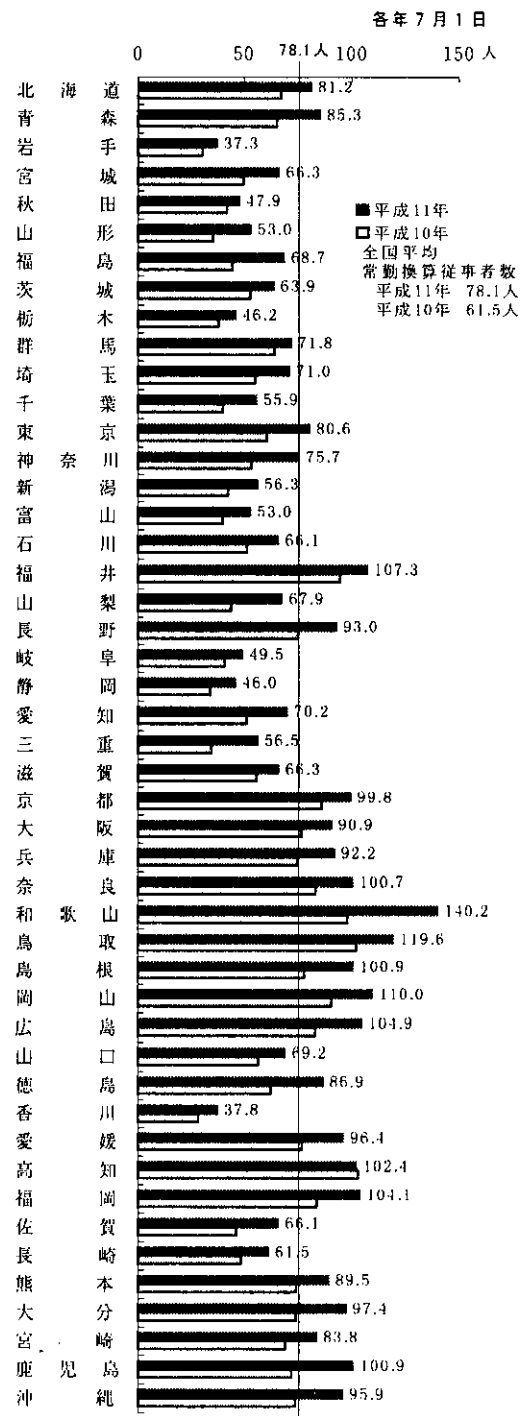
4 65歳以上人口10万対常勤換算従事者数は78.1人

65歳以上人口10万対常勤換算従事者数は78.1人で、前年に比べ16.6人増加している。都道府県別にみると、和歌山県が140.2人と最も多く、次いで鳥取県が119.6人となっており、最も少ないのは岩手県の37.3人となっている。（表4、図3）

表4 都道府県別常勤換算従事者数

	平成11年 常勤換算 従事者数	各年7月1日		
		65歳以上人口10万対 常勤換算従事者数		
		平成11年	平成10年	増加数
全 国	16 547.3	78.1	61.5	16.6
北 海 道	807.0	81.2	67.3	13.9
北 青 森	233.8	85.3	65.4	19.9
岩 手 県	109.3	37.3	30.6	6.7
宮 城 県	261.3	66.3	50.0	16.3
秋 田 県	129.7	47.9	42.3	5.6
山 形 県	147.9	53.0	35.9	17.1
山 福 島	289.1	68.7	44.9	23.8
茨 城 県	305.9	63.9	53.1	10.8
栃 木 県	154.8	46.2	38.2	8.0
群 馬 県	257.2	71.8	64.3	7.5
埼 玉 県	593.2	71.0	55.4	15.6
千 葉 県	439.3	55.9	40.5	15.4
東 京 都	1 456.4	80.6	60.9	19.7
神 奈 川 県	842.3	75.7	53.8	21.9
新 潟 県	289.3	56.3	42.9	13.4
富 山 県	120.9	53.0	40.5	12.5
石 川 県	142.1	66.1	51.7	14.4
福 井 県	178.2	107.3	95.1	12.2
山 梨 県	115.4	67.9	44.2	23.7
山 長 野 県	434.4	93.0	75.4	17.6
岐 阜 県	184.1	49.5	41.3	8.2
静 岡 県	298.4	46.0	34.6	11.4
愛 知 県	682.7	70.2	51.6	18.6
三 重 県	191.7	56.5	35.0	21.5
滋 賀 県	138.5	66.3	56.1	10.2
京 都 府	442.0	99.8	86.4	13.4
大 阪 府	1 133.7	90.9	77.0	13.9
兵 庫 県	826.1	92.2	75.3	16.9
奈 良 県	231.7	100.7	83.6	17.1
和 歌 山 県	305.7	140.2	98.4	41.8
鳥 取 県	157.9	119.6	102.8	16.8
島 根 県	187.7	100.9	78.2	22.7
岡 山 県	422.4	110.0	91.0	19.0
広 島 県	510.3	104.9	83.4	21.5
山 口 県	230.6	69.2	56.8	12.4
徳 島 県	154.7	86.9	62.9	24.0
香 川 県	79.4	37.8	28.7	9.1
愛 媛 県	302.6	96.4	77.3	19.1
高 知 県	190.5	102.4	103.4	△ 1.0
福 岡 県	870.9	104.1	83.9	20.2
佐 賀 県	115.6	66.1	46.6	19.5
長 崎 県	188.7	61.5	48.8	12.7
熊 本 県	345.4	89.5	74.3	15.2
大 分 県	252.3	97.4	74.2	23.2
宮 崎 県	196.0	83.8	69.5	14.3
鹿 児 島 県	397.5	100.9	72.1	28.8
沖 縄 県	172.7	95.9	74.0	21.9

図3 65歳以上人口10万対常勤換算従事者数



注：65歳以上人口は、総務庁統計局「平成11年10月1日現在推計人口」による。

II 利用者の状況

1 利用者は「老人保健法」によるが86.9%、「健康保険法等」によるが13.1%

平成11年6月中の利用者数は161,910人で、性別では、「男」は63,018人(38.9%)、「女」は98,892人(61.1%)となっている。

適用法別にみると、老人保健法による利用者が140,661人(86.9%)、健康保険法等による利用者が21,249人(13.1%)となっている。

平均年齢は、老人保健法による利用者は80.8歳、健康保険法等による利用者は52.7歳となっている。(表5)

表5 適用法・性別にみた利用者数の年次推移と年齢階級別にみた利用者数

	総 数			老人保健法			健康保険法等			
		男	女		男	女		男	女	
平成5年	8 262	3 355	4 907	8 262	3 355	4 907	.	.	.	
7年	34 093	13 584	20 509	30 801	11 866	18 935	3 292	1 718	1 574	
9年	92 622	36 810	55 812	81 213	31 048	50 165	11 409	5 762	5 647	
10年	124 310	48 807	75 503	108 230	40 687	67 543	16 080	8 120	7 960	
11年	161 910	63 018	98 892	140 661	52 228	88 433	21 249	10 790	10 459	
		構 成			割 合 (%)					
平成5年	100.0	40.6	59.4	100.0	40.6	59.4	.	.	.	
7年	100.0	39.8	60.2	90.3	34.8	55.5	9.7	5.0	4.6	
9年	100.0	39.7	60.3	87.7	33.5	54.2	12.3	6.2	6.1	
10年	100.0	39.3	60.7	87.1	32.7	54.3	12.9	6.5	6.4	
11年	100.0	38.9	61.1	86.9	32.3	54.6	13.1	6.7	6.5	
				(100.0)	(37.1)	(62.9)	(100.0)	(50.8)	(49.2)	
(11年-10年) 増加率 (%)	30.2	29.1	31.0	30.0	28.4	30.9	32.1	32.9	31.4	
平成11年										
40歳未満	3 319	1 795	1 524	.	.	.	3 319	1 795	1 524	
40～64歳	15 183	7 611	7 572	.	.	.	15 183	7 611	7 572	
65～69歳	11 697	6 282	5 415	8 969	4 909	4 060	2 728	1 373	1 355	
70～79歳	46 319	20 741	25 578	46 319	20 741	25 578	.	.	.	
80～89歳	62 392	21 044	41 348	62 392	21 044	41 348	.	.	.	
90歳以上	22 878	5 497	17 381	22 878	5 497	17 381	.	.	.	
不詳	122	48	74	103	37	66	19	11	8	
平均年齢(歳)	77.1	74.3	78.9	80.8	78.8	82.0	52.7	52.4	53.0	

7日：平成5年は10月1日、7～11年は7月1日調査による。

2：()内の数値は、老人保健法と健康保険法等のそれぞれの総数を100とした割合である。

3：「健康保険法等」とは、老人保健以外の政府管掌健康保険等の医療保険及び公費負担医療をいう。

2 6月中の老人保健法による利用者1人当たりの訪問回数は5.7回

6月中の利用者を交付された指示書の種類別にみると、老人保健法では「老人訪問看護指示書」が138,479人で最も多く、訪問回数は「5～8回」が32.2%、1人当たり訪問回数は5.6回となっている。健康保険法等では「訪問看護指示書」が17,761人で最も多く、訪問回数は「5～8回」が30.6%、1人当たりの訪問回数は6.3回となっている。

また、利用状況をみると、1人当たりの訪問回数は、老人保健法による継続利用者は5.9回、健康保険法等による継続利用者は6.1回となっている。（表6）

時間外訪問を受けた老人保健法による利用者は1.4%、健康保険法等による利用者は1.7%で、1人当たりの訪問回数は、老人保健法による利用者は1.8回、健康保険法等による利用者は2.0回となっている。（表7）

表6 6月中の訪問回数別利用者数と1人当たりの訪問回数

平成11年6月

指示書の種類	利用者数 (人)	構成割合 (%)								6月中の利用者 1人当たり 訪問回数(回)
		総数	1回	2回	3回	4回	5～ 8回	9～ 12回	13回 以上	
指示書の種類										
老人保健法	140 661	100.0	7.1	10.4	8.5	21.0	32.0	14.6	6.3	5.7
老人訪問看護指示書	138 479	100.0	7.1	10.4	8.6	21.2	32.2	14.6	5.9	5.6
老人精神訪問看護指示書	962	100.0	14.7	17.3	9.5	18.7	27.3	10.3	2.2	4.5
特別老人訪問看護指示書	1 219	100.0	0.5	1.1	1.9	2.4	13.5	18.7	62.0	14.0
健康保険法等	21 249	100.0	9.7	11.2	7.8	17.9	28.8	16.3	8.3	5.9
訪問看護指示書	17 761	100.0	6.8	9.5	7.6	18.2	30.6	18.2	9.2	6.3
精神訪問看護指示書	3 326	100.0	25.6	21.1	8.8	17.0	19.4	6.3	1.8	3.6
特別訪問看護指示書	162	100.0	1.2	3.1	4.3	5.6	22.8	12.3	50.6	12.1
利用状況										
老人保健法										
6月新規利用者又は6月終了者	17 738	100.0	18.5	18.0	14.6	14.2	23.9	7.9	2.9	4.3
継続利用者	120 181	100.0	5.4	9.3	7.6	22.0	33.2	15.6	6.8	5.9
健康保険法等										
6月新規利用者又は6月終了者	2 463	100.0	20.0	17.9	13.6	13.4	21.6	10.1	3.4	4.4
継続利用者	18 399	100.0	8.4	10.4	7.0	18.6	29.7	17.0	9.0	6.1

注:利用状況の利用者数には、不詳を含まない。

表7 時間外の利用者数と1人当たりの訪問回数(再掲)

平成11年6月

適用法	利用者数 (人)	時間外訪問を受けた	
		利用者数(割合)	6月中の利用者 1人当たり 訪問回数(回)
老人保健法	140 661	1 959 (1.4%)	1.8
健康保険法等 (再掲)	21 249	358 (1.7%)	2.0
特定疾患	2 933	65 (2.2%)	3.1

3 主傷病は、老人保健法による利用者の約半数が「循環器系の疾患」

主傷病をみると、老人保健法による利用者では「IX 循環器系の疾患」が52.4%と最も多く、次いで「XⅢ 筋骨格系及び結合組織の疾患」が8.2%、「VI 神経系の疾患」が7.6%となっている。

健康保険法等による利用者では、「IX 循環器系の疾患」が27.4%、「VI 神経系の疾患」が23.9%、「V 精神及び行動の障害」が16.5%となっている。（表8）

表8 適用法・主傷病別にみた利用者数

平成11年6月

	利用者数 (人)	利用者数		構成割合 (%)	構成割合	
		老人保健法	健康保険法等		老人保健法	健康保険法等
総 数	161 910	140 661	21 249	100.0	100.0	100.0
I 感染症及び寄生虫症	1 272	1 034	238	0.8	0.7	1.1
II 新生物	8 750	7 377	1 373	5.4	5.2	6.5
悪性新生物(再掲)	7 302	6 345	957	4.5	4.5	4.5
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	492	457	35	0.3	0.3	0.2
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	6 655	6 000	655	4.1	4.3	3.1
糖尿病(再掲)	6 023	5 493	530	3.7	3.9	2.5
V 精神及び行動の障害	13 074	9 576	3 498	8.1	6.8	16.5
痴呆(再掲)	7 566	7 464	102	4.7	5.3	0.5
精神分裂病(再掲)	2 838	380	2 458	1.8	0.3	11.6
VI 神経系の疾患	15 752	10 676	5 076	9.7	7.6	23.9
パーキンソン病(再掲)	6 520	5 905	615	4.0	4.2	2.9
アルツハイマー(再掲)	1 363	1 187	176	0.8	0.8	0.8
VII 眼及び付属器の疾患	183	172	11	0.1	0.1	0.1
VIII 耳及び乳様突起の疾患	79	74	5	0.0	0.1	0.0
IX 循環器系の疾患	79 470	73 641	5 829	49.1	52.4	27.4
高血圧性疾患(再掲)	11 470	11 292	178	7.1	8.0	0.8
心疾患(再掲)	10 057	9 869	188	6.2	7.0	0.9
脳血管疾患(再掲)	56 710	51 317	5 393	35.0	36.5	25.4
X 呼吸器系の疾患	7 595	7 185	410	4.7	5.1	1.9
XI 消化器系の疾患	2 794	2 568	226	1.7	1.8	1.1
XII 皮膚及び皮下組織の疾患	1 126	1 057	69	0.7	0.8	0.3
褥 瘡(再掲)	855	813	42	0.5	0.6	0.2
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患	12 888	11 553	1 335	8.0	8.2	6.3
骨の密度及び構造の障害(再掲)	2 044	2 017	27	1.3	1.4	0.1
XIV 尿路器系の疾患	3 162	2 826	336	2.0	2.0	1.6
XV 妊娠、分娩及び産褥	-	-	-	-	-	-
XVI 周産期に発生した病態	18	-	18	0.0	-	0.1
XVII 先天奇形、変形及び染色体異常	413	101	312	0.3	0.1	1.5
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見 で他に分類されないもの	518	466	52	0.3	0.3	0.2
DX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	7 578	5 820	1 758	4.7	4.1	8.3
XXI 健康状態に影響をおよぼす要因および保健 サービスの利用	90	78	12	0.1	0.1	0.1
特 定 疾 患 (再掲)	11 766	8 833	2 933	7.3	6.3	13.8

注:傷病分類は「第10回国際疾病・傷害及び死因の統計分類」による。

4 老人保健法による利用者の41.4%は痴呆のある寝たきり者

痴呆と寝たきりの状況をみると、老人保健法による利用者では「痴呆あり」が64.2%、「寝たきり者（ランクBとランクCを合わせた者をいう。以下同じ。）」が57.0%で、健康保険法等による利用者では「痴呆あり」が23.8%、「寝たきり者」が53.3%となっている。

また、老人保健法による利用者で、「痴呆あり」で「寝たきり者」は41.4%となっている。これを年齢階級別にみると、年齢が高くなるほどその割合が多くなっており、「80歳以上」では46.0%となっている。（表9、図4）

表9 痴呆と寝たきり度別にみた利用者数

平成11年6月

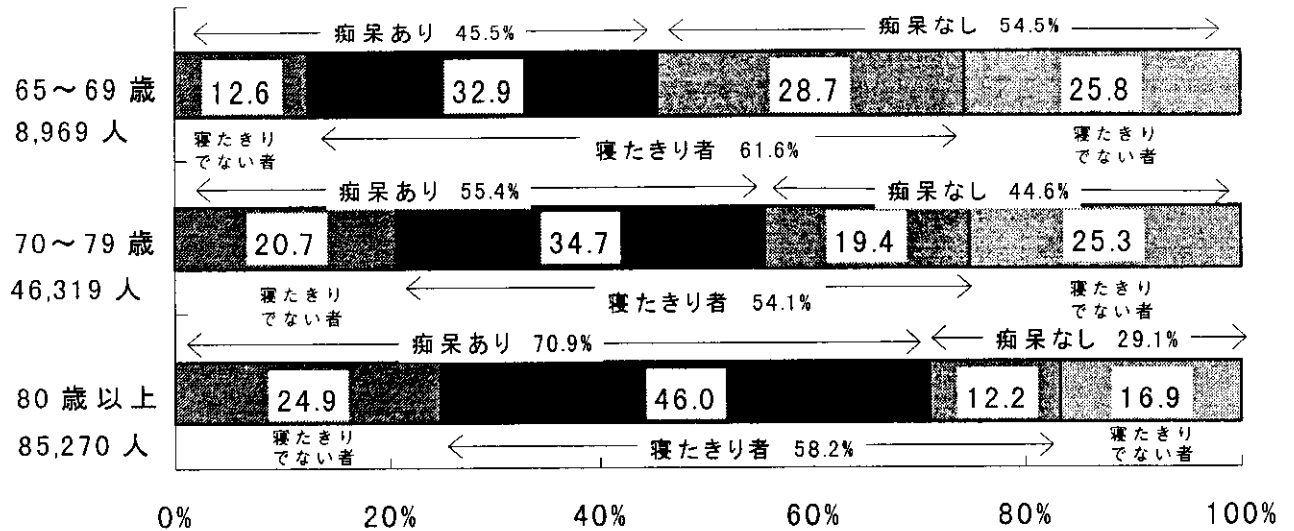
	総 数		寝たきり度					寝たきり者 (再掲)
			ランク	ランクA	ランクB	ランクC	不詳	
老人保健法	(人)	140 661	16 954	42 701	40 644	39 584	777	80 228
	(%)	100.0	12.1	30.4	28.9	28.1	0.6	57.0
痴呆あり	90 253	64.2	5.5	17.0	19.3	22.1	0.2	41.4
ランクI	28 292	20.1	3.4	7.4	5.9	3.4	0.1	9.3
ランクII	22 698	16.1	1.4	5.8	5.3	3.6	0.0	8.9
ランクIII	19 862	14.1	0.5	2.7	5.1	5.9	0.0	11.0
ランクIV	16 040	11.4	0.2	1.0	2.7	7.5	0.0	10.2
ランクM	3 174	2.3	-	0.2	0.3	1.7	0.1	2.0
不詳	188	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
痴呆なし	50 408	35.8	6.6	13.3	9.5	6.1	0.3	15.6
健康保険法等	(人)	20 925	4 825	4 537	4 765	6 384	414	11 149
	(%)	100.0	23.1	21.7	22.8	30.5	2.0	53.3
痴呆あり	4 987	23.8	2.3	5.0	7.0	9.3	0.2	16.3
痴呆なし	15 938	76.2	20.7	16.7	15.8	21.2	1.8	37.0

注1：健康保険法等は6歳未満(324人)を除く。

注2：痴呆及び寝たきり度のランクは、厚生省で定めた「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」及び「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」による。

図4 年齢階級別にみた痴呆と寝たきり者の割合(老人保健法による利用者のみ)

平成11年6月



注1:「寝たきりでない者」には、「寝たきり度不詳」を含む。

2:「寝たきりでない者」は寝たきり度ランクJとランクAを合わせた者をいい、「寝たきり者」はランクBとランクCを合わせた者をいう。

【障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準】

- ランクJ…何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
- ランクA…屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
- ランクB…屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。
- ランクC…1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。
- 寝たきり者…ランクBとランクCを合わせたもの。

【痴呆性老人の日常生活自立度判定基準】

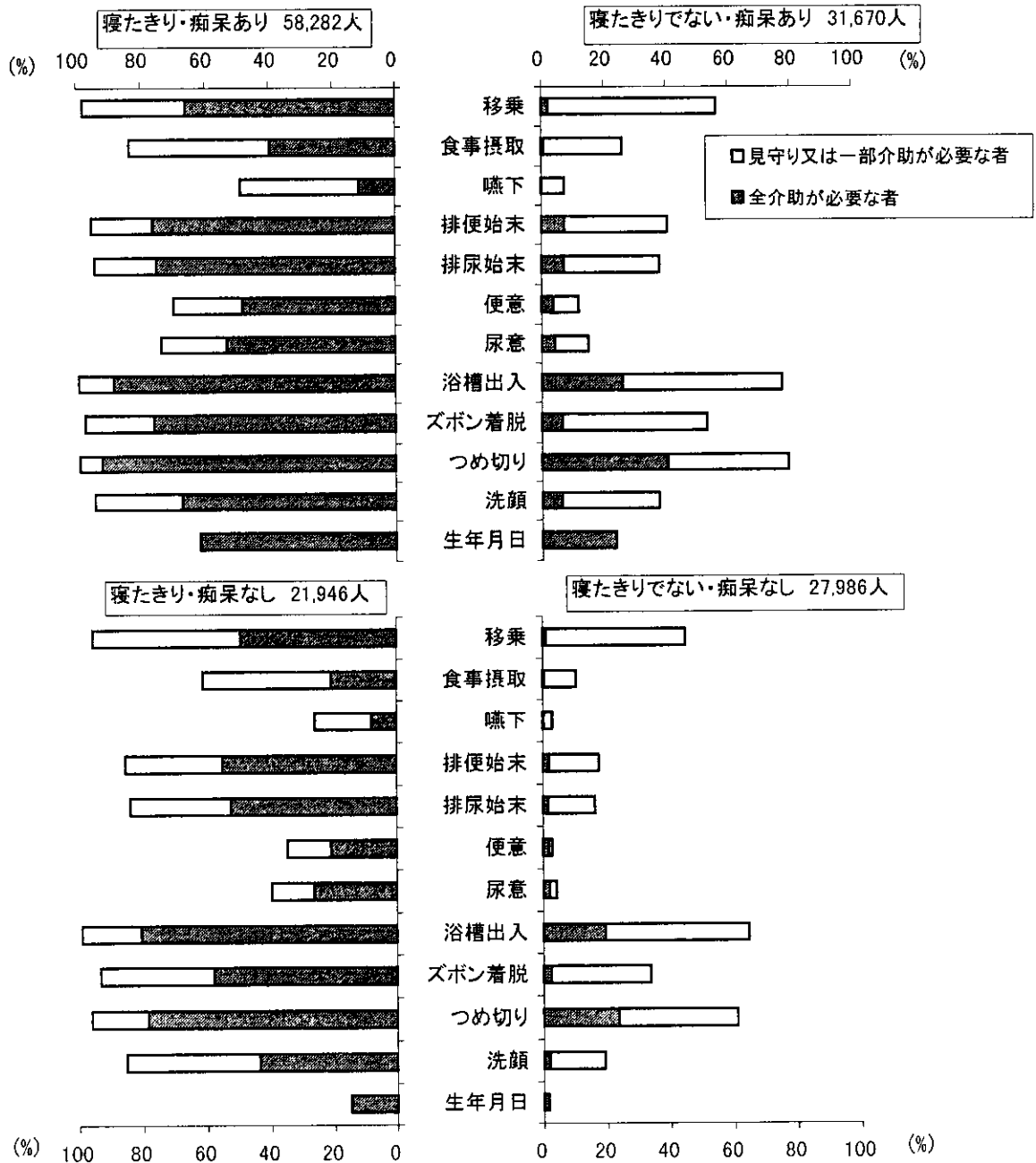
- ランクI…何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- ランクII…日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- ランクIII…日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
(食事・排泄等が上手にできない、徘徊、失禁等)
- ランクIV…日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- ランクM…著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

5 老人保健法による利用者のうち、寝たきり者では全介助の項目が多い

老人保健法による利用者の心身の状況をみると、「寝たきり者」では「痴呆あり」、「痴呆なし」とも、全介助の項目が多くなっている。「寝たきりでない者」では、「痴呆あり」「痴呆なし」とも、「浴槽出入」、「つめ切り」で全介助が多くなっている。
(図5)

図5 痴呆と寝たきりの状況別にみた心身の状況(老人保健法による利用者のみ)

平成11年6月



注：「嚥下」の全介助が必要な者とは、嚥下のできない者をいう。
「便意」、「尿意」の全介助が必要な者とは、便意、尿意の自覚のない者をいう。
「生年月日」の全介助が必要な者とは、生年月日を答えることができない者をいう。